

斑鳩町役場

TEL 0745 (74) 1001

fax 0745 (74) 1011


ホームページ:

http://www.town.ikaruga.nara.jp/

メールアドレス:

info@town.ikaruga.nara.jp

掲載しているイベント等の情報は、7月2日時点での情報です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う最新情報は、町ホームページをご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。

 = 健康マイレージポイント対象事業です

お知らせ版



斑鳩

いかるが

トピックス

催し

募集

お知らせ

成年年齢引き下げ後の令和5年からの成人式

生涯学習課 (☎内線 2 2 3)

民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。町では、成年年齢引き下げ後の最初の成人式である令和4年度(令和5年1月開催)以降も、従来どおり20歳に達する人を対象に「成人式」を実施します。

※成人式の名称は検討中です。



夏休みのつどいの広場

子育て支援課

(☎0745⑦1152)

つどいの広場は、保護者とお子さんが気軽につどい、育児相談などを行える場として開設しています。

夏休み期間中(7月21日(水)～8月31日(火))の火～金曜日は、つどいの広場の利用対象を、通常0～3歳のところ、小学校就学前の児童まで拡大します。ぜひご利用ください。

開設日時

月～金曜日および第4土曜日

午前9時～11時30分

午後1時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩

1階 子育てルーム

※新型コロナウイルススワクチン集団接種実施日は、駐車場が利用でき

ない場合があります。(集団接種実施日程など、詳細は町ホームページでご確認ください)

利用料 無料(事前申込不要)

「出張つどいの広場」も開催

開設日時 第2・4火曜日 午前10時～午後2時(祝日は除く)

場所 法隆寺幼稚園

利用料 無料(事前申込不要)

対象児童 0～3歳のお子さん

○保護者は、マスクの着用をお願いします。

○混雑時は、入室制限を行います。

※詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

子育て支援講座

「パパと一緒に遊びましょう！」

子育て支援課

(☎0745⑦1152)

日頃、何かと仕事や家事に追われて子どもと一緒に遊ぶ機会が少ないお父さん。お子さんと「あそびごと」の楽しさや喜びを実感してみませんか。

日時 8月14日(土)

午前10時～11時

(受付 午前9時30分)

場所 中央公民館1階 大ホール

対象 おおむね3～5歳のお子さん
と、お父さん(お母さん同伴可)

持物 飲み物、タオル等

※動きやすい服装でお越しください。

定員 15組(先着順)

申込 8月12日(木)までに子育て支援課へ電話でお申し込みください。

妊娠判定検査費用の公費負担

健康対策課 (☎0745-70-0001)

経済的負担を軽減し、妊婦健康診査の未受診を解消するため、妊娠判定検査費用を助成します。

対象 町在住で、町民税非課税世帯の妊娠している可能性のある人

妊娠判定回数 年間2回まで

助成費用 1回上限7,000円

※事前に申請が必要です。





催し

家族介護支援講座

地域包括支援センター

☎0745⑤4000、

0745⑦45666

介護が必要な人への介護のポイントや介護者の健康づくりについて楽しく学びます。

日時 8月18日(水)

午後2時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩

2階 会議室

内容 お口のケアの介助方法について
対象 家族を介護している人や介護
に関する人(介護職の従事者は
除く)

費用 無料

持物 筆記用具、タオル、飲み物

定員 15人(先着順)

申込 8月12日(木)までに地域包括

支援センターへお申し込みください。

※当日はご自宅で体温を測定してきてください。受付でお伺いします。また、マスク着用にご協力をお願いいたします。

介護予防サポーター養成講座

地域包括支援センター

☎0745⑤4000、

0745⑦45666

トピックス

催し

募集

お知らせ

介護保険制度や高齢者福祉のこと、高齢者の健康管理に大切な運動・栄養・口腔等について学びませんか。講座修了後は町が実施する介護予防事業のサポートをするなど、高齢者を対象とした健康づくりにご活躍いただけます。

日程	内容
8月17日(火)	介護保険制度・高齢者福祉
8月24日(火)	低栄養の予防
8月31日(火)	加齢に伴う口腔機能の変化
9月7日(火)	筋力低下を防ぐ方法

時間 いずれも午後2時～3時30分

場所 生き生きプラザ斑鳩
2階 会議室

対象 町在住の20歳以上の人で全4回参加できる人

費用 無料

持物 筆記用具

定員 15人(先着順)

申込 8月10日(火)までに地域包括支援センターへお申し込みください。

チャレンジ介護予防!



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、すべての教室を事前申込制とします。みなさんのご理解ご協力をお願いします。

詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

対象：町在住の65歳以上の人

問合せ・申込先 地域包括支援センター

(☎0745-75-4000・0745-74-5666)

○お互いに感染しない・させないために(お願い)

- ・事前申込制としますので、前日までに電話でお申し込みください。(申し込みのない人は当日参加できません)
- ・ご自宅で体温を測定してきてください。当日受付でお伺いします。(37.5℃以上ある人は参加できません)
- ・体調の変化(体のだるさ、咳、のどの痛み、頭痛、息苦しさなど)がある人は、参加を中止しましょう。
- ・マスクを着用しましょう。(マスクを着けていない人は参加できません)
- ・手指消毒にご協力をお願いします。

	日程	時間	場所	内容	持物	定員	申込
運動教室	8月4日(水) 8月11日(水) 8月18日(水) 8月25日(水)	午後2時～3時 (事前に検温・血圧測定を済ませてください)	生き生きプラザ斑鳩1階 機能回復訓練コーナー	ストレッチなどの運動	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越してください。	各25人(先着順)	前日までに電話でお申し込みください。
	8月23日(月)	午前10時～11時	西公民館 集会室1・2	フレイル予防体操など	タオル、飲み物 ※動きやすい服装でお越してください。	各20人(先着順)	
	8月24日(火)	午後1時30分～2時30分	東公民館 集会室1・2				
	8月25日(水)	午前10時～11時	法隆寺五丁地区 地域交流館				



お知らせ

マイナンバーカードの交付・申請の休日受付

住民課（☎内線161）

平日に役場にお越しいただけない人は、次のとおり休日受付を行いますのでご利用ください。

日時 8月8日(日)、9月12日(日)

午前8時30分～正午

場所 役場1階 住民課窓口

※出入り口は東側玄関のみとなります。

※マイナンバーカードの交付・申請には、本人確認書類を持参のうえ、必ず本人がお越しください。

※申請方法、持ち物などは、住民課へお問い合わせください。(交付・申請方法によって持ち物が異なります)

発達障害にかかる巡回相談

福祉課（☎内線125）

発達障害について心配や不安のある人やその家族からの相談を受け付けます。(大人の発達障害も対象)

「奈良県発達障害者支援センターでいあー」の専門職の職員も交えて、お話を聞きます。

秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。(要事前予約)

巡回相談日 8月17日(火)

午前9時～午後4時

場所 役場内会議室

申込 福祉課窓口または電話でお申し込みください。簡単な聞き取りと、巡回相談の時間の予約を受け付けます。

なお、相談枠が定員となった時点で受付を終了しますので、ご了承ください。

第46回斑鳩洋画会展

斑鳩洋画会 山田
(☎0745-32-6126)

日時

8月5日(木)～10日(火)
午前9時～午後5時

場所 中央公民館

展示室・ホワイエ・ロビー

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初の6月開催予定を延期したものです。



認知症カフェ [和]

地域包括支援センター(☎0745-75-4000・0745-74-5666)

認知症カフェとは、認知症の当事者だけでなく、その家族や専門職、地域の人などが気軽に集い、情報交換や交流ができる場です。お気軽にお越しください。

対象 町在住の人 費用 飲食代は実費負担



※町内の認知症カフェは都合により中止となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

町内の認知症カフェ一覧

場 所	開催日時	日 程	問合せ・申込
生き生きプラザ斑鳩内 喫茶レインボーウォーク または2階会議室 (小吉田 1-12-35)	毎月第1水曜日 (または第1木曜日) 午前10時～11時30分	8月は会場都合により中止	地域包括支援センター (☎0745-75-4000 ・0745-74-5666)
グループホーム カノンの扉 (阿波 3-11-6)	毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分	8月11日(水)	カノンの扉 (☎0745-74-6333)
デイサービス ロハスの森 (服部 1-4-35)	毎月第3金曜日 午後1時30分～3時30分	8月20日(金)	ロハスの森 (☎0745-74-6842)
創業支援センター ふらっぴん♪ (神南 5-14-16)	毎月第4火曜日 (祝日の場合は第3火曜日) 午前10時～11時30分	8月24日(火)	地域包括支援センター (☎0745-75-4000 ・0745-74-5666)
デイサービス ロハスの学校 (龍田南 1-3-53)	毎週月曜日 午後1時～3時	毎週月曜日	ロハスの学校 (☎0745-43-7762)

有害鳥獣の駆除にご理解とご協力を

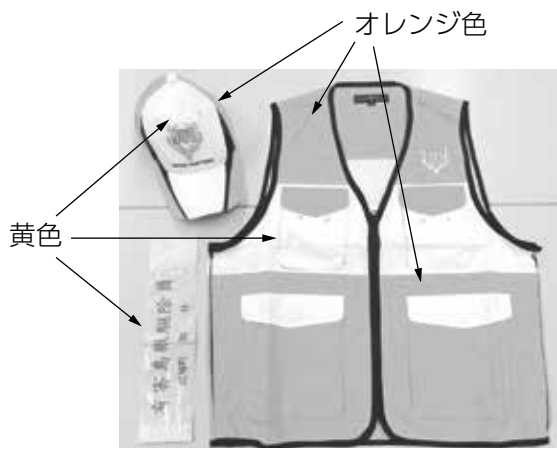
建設農林課（☎内線216）

斑鳩町では、増え続けているカラスなどの有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、駆除を計画的に実施しています。

駆除の方法については、警察と協議のうえ、猟友会の協力を得て銃器により実施します。

駆除員は、黄色の腕章、オレンジ色のベストと帽子を着用して駆除にあたります。また、町職員が必ず同行し、安全対策には万全を期して実施しますので、みなさんのご理解をお願いします。

詳しくは、建設農林課へお問い合わせください。



ナラ枯れの対策を

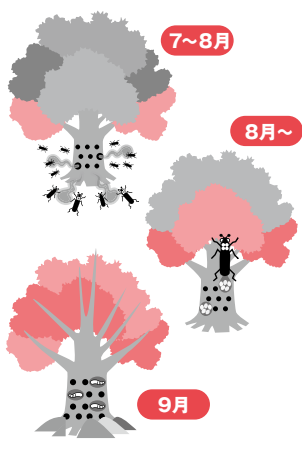
建設農林課（☎内線216）

斑鳩町内の山林で、夏なのに樹木の葉が赤く紅葉しているように見えることがありますか。これは、カシノナガキクイムシという虫が樹木を枯らす病原菌を媒介することにより引き起こされる樹木の伝染病かもしれません。

被害木の特徴としては、「葉が赤く変色している」、「幹に大量の木屑が発生している」、「幹に虫の開けた穴が確認できる」などがあげられます。

被害を受けた樹木は立ち枯れを起こしてしまい、倒木の危険性があります。また、放置しておく被害の拡大にも繋がりますので、早期の対策を講じていただくようお願いいたします。

被害木の対策については、斑鳩町ナラ枯れ被害防除事業補助金を活用できますので、詳しくは建設農林課へお問い合わせください。



消費生活相談室からのお知らせ

宅配便業者を装ったSMSのURLにアクセスしないで!!

事例 スマホの通信費が前月より2万円ほど高かったため、携帯電話会社に確認したところ、自分のスマホから海外にSMS(ショートメッセージサービス)を送信していたことが判明した。数カ月前に荷物

を預かっている」というSMSが届き、URLをタップした。そのときに不審なアプリをダウンロードしてしまったのかもしれない。

《消費者のみなさんへのアドバイス》

- ・ 宅配便業者の不在通知を装って送られてくるSMSに、偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、アクセスしたことにより自分のスマホが不正利用されるといふ被害が起きています。
- ・ SMSで不在通知が届いても、記載されているURLにアクセスしてはいけません。電話窓口や公式ホームページなどで、宅配便業者の正式なサービスが調べ、真偽を確認しましょう。
- ・ 事例のような不審なSMS、迷惑

メールなどの情報は、一般財団法人日本データ通信協会のホームページに最新事例、注意喚起がアップされています。

・ URLにアクセスしてしまった場合は、不審なアプリがインストールされていないか確認しましょう。IDやパスワード、暗証番号などの個人情報を入力してはいけません。万が一、インストールしてしまった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページで対応を確認してください。不安に思った場合や、トラブルが生じた場合、また「怪しいな?」と思ったら、すぐに消費生活相談窓口へご相談ください。

困った時は・・・

消費生活相談日

毎週木曜日 午後1時～4時
ただし、第4木曜日は午前9時～正午・午後1時～4時

※月により変更の場合があります。
詳しい日程は、7月号広報の相談日のページをご覧ください。

問合せ 安全安心課（☎内線273）



農地における野焼き

建設農林課(☎内線212)
環境対策課(☎内線133)

野外での廃棄物の焼却(野焼き行為)については、法律により禁止されています。農業のためやむを得ず農業者等が行う稲わらなどの焼却については例外的に認められていますが、周辺の生活環境に支障を与えるような住宅隣接地などでの野焼きは控えていただくよう配慮をお願いします。斑鳩町は、ごみを燃やさない・埋め立てないまちづくりをめざしています。少量の草木であれば、枝葉・草類の袋に入れて排出するか、コンポストを使用するなど土に混ぜ込んで堆肥として活用しましょう。

やむを得ず野焼きを行う場合

- ・風向き・風の強さ・時間帯を考慮してください。
- ・煙の量や臭いが周辺地域の悪影響とならない程度の少量にとどめてください。
- ・ご近所の理解を得て、迷惑にならないようにしてください。
- ・火災に十分注意して、消火するまでその場を離れないでください。

住宅用火災警報器は設置されていますか？

奈良県広域消防組合西和消防署

(☎0745⑦1001)

住宅用火災警報器は、平成21年6月から、新築・既存を問わず、すべての住宅に設置が義務付けられています。設置場所は、寝室、階段などで、火災の初期段階の煙を感じし、早期発見・早期避難に大きく貢献します。奈良県広域消防組合管内でも、警報音を聞いた近隣の人からの119番通報で逃げ遅れを防いだ事案も多く報告されています。大切な命と財産を火災から守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、すでに設置されている人も、メーカー推奨の交換時期にご注意ください。設置後10年を経過したものは部品の劣化などで火災を感じしなくなることもありますので、交換をお勧めします。住宅用火災警報器は、家電量販店、電器店、ホームセンターなどで購入できます。

なお、消防署からの販売・あっせんは一切行っていませんので、消防職員をかたる悪徳業者にはご注意ください。



住警報機を設置しよう

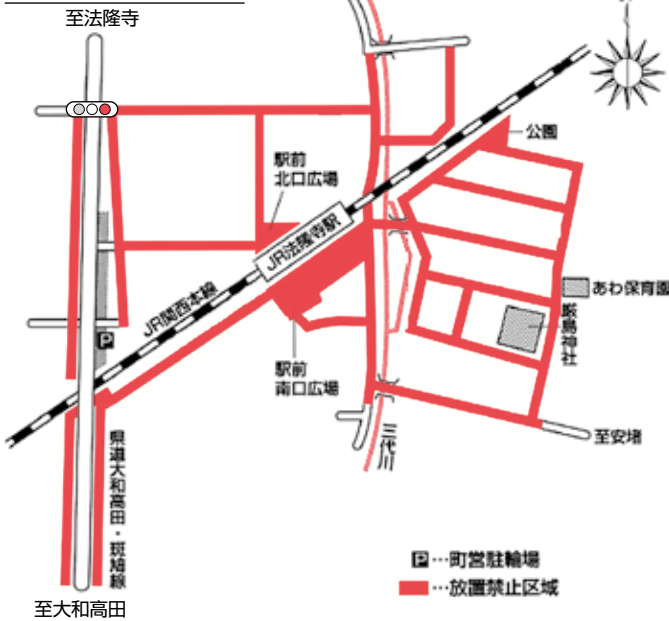
自転車等の放置禁止

安全安心課(☎内線273)

夏休みが近づき、旅行やお出かけのためJR法隆寺駅へ自転車や単車などを利用して行く人も多くなります。その際に、「あの電車に乗りないうと間に合わない・・・」「ちょっとの間だけだから・・・」と、自転車等をJR法隆寺駅周辺の道路や公共の場所に放置すると、歩行者はもちろん、車いすや緊急車両の通行の妨げとなり、町的美観も損なわれます。

自転車等放置禁止区域図

JR法隆寺駅周辺



※放置禁止区域外であっても、自転車等を放置しておくとは移送の対象となります。

斑鳩町では、「自転車等の放置禁止区域」(左図)を定め、平成9年4月から放置禁止区域内にとめられた自転車等を発見した場合、即時に撤去し役場へ移送を行っています。また、移送した自転車等を所有者が引き取る場合には、移送費用と保管費用が必要となります。

一人ひとりがマナーを守り、斑鳩町を住みよい町にするために、自転車等をとめるときは、必ず駐輪場を利用しましょう。

トピックス

催し

募集

お知らせ

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付

国保医療課

(☎内線112・114)

令和3年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料について、金額を決定し、納税通知書を7月中旬に一斉発送しました。

口座振替または特別徴収年金からの天引きにより納付している人は、各納期に引き落としまたは天引きし
ます。

納付書により納付している人は、同封の納付書で各納期までに納付してください。

保険税(料)の年金天引き

国民健康保険税(被保険者全員が65歳以上75歳未満の場合)および後期高齢者医療保険料については、納付する人が年額18万円以上の年金を受給している場合、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。ただし、口座振替による納付を希望する人は、指定の口座からの「口座振替」に変更が可能です。納付方法を「特別徴収」から「口座振替」に変更を希望する人は、8月2日(月)までに申し出が必要となりますので、国保医療課へお問い合わせください。

トピックス

催し

募集

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免

国保医療課

(☎内線112・114)

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす人は、保険税(料)が減免になります。

対象となる人

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
↓ 保険税(料)を全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の①～④のすべてに該当する人
↓ 保険税(料)の全部または一部減額

全部または一部減額の要件

主たる生計維持者について

- ① 令和3年の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ② 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ③ 収入減少が見込まれる種類以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

万円以下であること。

- ④ 収入減少が見込まれる種類の令和2年の所得額が1円以上であること
- ※令和2年の所得が0円またはマイナスの場合は対象になりません。

減免額

保険税(料)の減免額は、対象保険税(料)額(A×B÷C)に、減免割合(D)をかけた金額です。

- (A) 保険税(料)額
- (B) 主たる生計維持者の減少するところが見込まれる収入に係る令和2年の所得金額
- (C) 主たる生計維持者および被保険者全員につき算定した令和2年の合計所得金額
- (D) 主たる生計維持者の令和2年における所得合計額に応じた減免割合(別表参照)

(別表)

所得合計額	減免割合(D)
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、対象保険税(料)の全部を免除します。

※特例対象被保険者等(非自発的失業者)については、前年の給与所得を100分の30とみなして軽減を行うことから、今回の減免の適用はありません。

※主たる生計維持者は、国民健康保険の場合、納税義務者となります。

その他

所定の申請書に次の書類を添付して、国保医療課へ提出してください。(郵送可)(申請書は町ホームページからダウンロードできます)

- ・死亡または重篤な傷病を負った世帯の人・・・医師による死亡診断書等
- ・事業等の廃止や失業となった人・・・廃業届、失業したことがわかる書類
- ・収入が減少した人・・・昨年の収入がわかるもの(給与明細や確定申告書の控えなど)、令和3年1月から申請月までの期間の収入がわかる書類(給与明細や帳簿等の写し)



国民健康保険高齢受給者証および限度額適用認定証の更新

国保医療課

(☎内線114・115)

国民健康保険の被保険者に交付している「高齢受給者証」および高額療養費の「限度額適用認定証」の有効期限は、それぞれ7月31日までとなります。更新手続きおよび交付については次のとおりです。

○高齢受給者証の更新

70歳から75歳未満の人に交付している「高齢受給者証」の有効期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日までです。

令和3年8月1日以降の新しい高齢受給者証は、7月中に対象者に郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

8月以降は、届いた新しい高齢受給者証を病院等へ提示してください。※高齢受給者証の自己負担割合は、前年の所得状況により異なります。

○限度額適用認定証などの更新

入院などにより医療費が高額になる場合に、病院等での医療費の支払いを自己負担限度額までにする「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期間は、8月1日から翌年の7月31

日までです。

令和3年8月1日以降の認定証が必要な人は、国保医療課窓口で申請してください。(認定証を必要としない人は申請する必要はありません)

申請期間 8月1日以降随時

持物 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの、保険証、印かん
※自己負担限度額は世帯の前年の所得状況により異なります。また、70歳以上75歳未満の人は、所得状況により高齢受給者証で所得区分を確認できるため、認定証の提示が必要でない場合があります。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国保医療課(☎内線115)

国民年金保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害を負ったり、亡くなられたりした際、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由により保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除(全部または一部)または納付猶予される制度があります。(申請者本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査されます)

令和3年度(令和3年7月分から

令和4年6月分まで)の免除・納付猶予申請の受付は、令和3年7月1日

からです。(申請書受理月から2年1か月前までの過去の未納期間も申請が可能)

免除などを希望する場合は役場国保医療課に申請してください。(継続審査に該当している人を除く)

新型コロナウイルス感染症の影響による免除申請について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった人を対象とした保険料の免除・納付猶予制度の申請手続きが、令和2年度に引き続き令和3年度も実施されます。

対象者

- ① および②の要件のいずれにも該当する人
- ① 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人
- ② 令和2年2月以降の所得状況から当年中の所得見込みが現行の国民年金保険料の免除基準に該当すると見込まれる人

対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料

手続き方法

申請書および所得の申立書を役場国保医療課または奈良年金事務所へ提出してください。(郵送での申請可)

※申請書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

※失業などによる申請には、失業を
確認できる雇用保険被保険者離職
票または雇用保険受給資格証など
の証明書の添付が必要です。

問合せ

国保医療課(☎内線115)
奈良年金事務所

(☎0742-31371)

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>



資源にカエル宝箱を

ご利用ください

環境対策課(☎内線133)

資源にカエル宝箱は、公共施設に設置している古紙類・古着専用の回収箱です。古紙類・古着は、地域の資源物集団回収のほか、衛生処理場への持ち込みや、公共施設に設置している「資源にカエル宝箱」をご利用ください。

設置場所 役場、中央・東・西公民館、生き生きプラザ斑鳩、ふれあい交流センターいきいきの里、いかるがホール、西老人憩の家

- 回収できるもの**
- ①新聞・折込チラシ (ひもで十文字にしぼる)
 - ②本・雑誌
 - ③ダンボール

水道メーター取り替え

上下水道課 (上水道)
(☎0745-74-1401)

水道メーターは、計量法により有効期間が8年と定められています。

上下水道課では、有効期間が満了を迎える水道メーターを交換しています。来月は次のとおり作業を行いますので、ご協力をお願いします。

取替期間 8月12日(木)～25日(水)

取替地区 法隆寺北1・2丁目、法隆寺東1・2丁目、大字三井、幸前1・2丁目、大字法隆寺、東福寺1丁目、高安西1丁目
※対象となるご家庭には事前に「メーター取り替えのお知らせ」を送付します。

委託業者 関西水道用品 (株)



資源にカエル宝箱写真

- ④雑がみ(コピー用紙、シユレック、紙箱などを紙袋などに入れてひもで十文字にしぼる)
 - ⑤古着(洗濯した古着を透明の袋に入れる)
- ※種類ごとにひもでしぼるなど、宝箱内で混ざらないようにしてください。

トピックス

催し

募集

お知らせ

不燃ごみの出し方

環境対策課(☎内線134)

最近、ルールが守られていない不燃ごみが出されているケースが多く見られます。

ルールが守られていない不燃ごみの出し方について、主な例を紹介いたしますので、ごみを出す時はルールに従って出してください。

- ①ごみ袋からはみ出している
不燃ごみは、指定袋からはみ出さないようにしてください。
- ②ゴルフバックなど、袋に入らない長いものを、2つの袋で上下に挟むようにして出されている
- ③粗大ごみなどに、不燃ごみ指定袋を貼り付けて出されている
指定袋に入らない場合は、粗大ごみで出してください。
- ④粗大ごみは、粗大ごみ処理予約事務所に電話予約のうえ、軒先収集していただくか、衛生処理場へ直接持ち込んでください。
(別途、処理手数料が必要です)

粗大ごみ処理予約事務所
(☎) fax 0745⑦3663

ルール違反ごみ
収集できません。お持ち帰りください。

収集日・指定袋が違います。 月 日 時 分

指定袋に入れてください。

きちんと分別してください。

可燃物、加工した可燃物は、可燃ごみで出してください。

収集できないごみです。

その他()

斑鳩町

ルールが守られていない場合は、収集できません。その場合は、「ルール違反ごみ」のシールを貼りますので、一旦持ち帰り、正しい方法で出してください。

- ⑤持つと破れてしまうくらい重いごみが入っている
指定袋が破れてしまう場合は収集できません。その場合は、指定袋が破れない程度に分けて出してください。
- ⑥有害・危険なごみが混ざっている
電池・ライター・カセットコンロ用ガス缶などは、有害・危険なごみになります。いずれも収集中などに発火し、火災事故につながるため、とても危険なものです。

衛生処理場

(幸前2丁目8番9号)

(☎0745⑦2371)

④枝葉・草類の町指定袋に、まな板などの加工木材が入られている
まな板などの加工木材は、不燃ごみです。枝葉・草類の町指定袋には入れないでください。



介護保険サービスの高額介護サービス費の基準が変わります

福祉課 (☎内線120)

令和3年8月利用分から、高額介護サービス費の基準が次のように変わります。

<令和3年7月まで>

対象となる人 (所得区分)	負担の上限額 (月額)
現役並み所得相当 (年収約 383 万円 以上)	44,400円 (世帯)

<令和3年8月から>

対象となる人 (所得区分)	負担の上限額 (月額)
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上の人	140,100 円(世帯)
課税所得 380 万円(年収約 770 万円)～課税所得 690 万円(年収 約 1,160 万円)未満の人	93,000 円(世帯)
市町村民税課税～課税所得 380 万円(年収約 770 万円)未満の人	44,400 円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600 円(世帯)
前年の公的年金等収入金額 +その他の合計所得金額の 合計が 80 万円以下の人等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
生活保護を受給している人等	15,000 円(世帯)



新設



ご存知ですか？

「ヘルプマーク」

福祉課 (☎内線125)

障害者や病気の人は、外見からは
分らなくても援助や配慮を必要とし
ている場面が多くあります。

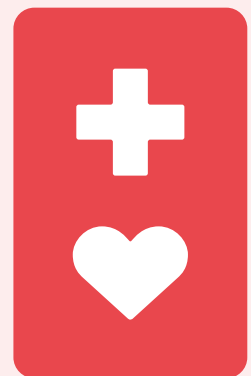
ヘルプマークは、援助や配慮を必
要としている人が、周囲の人に援助
や配慮を必要としていることを知ら
せることで、援助を得やすくなるよ
う作成されたマークです。

ヘルプマークを身に付けた人を見
かけた場合には、電車・バス内で席
を譲る、声掛けをする、災害時での
避難の支援など、思いやりのある行
動をお願いします。

ヘルプマークは役場で配布してい
ます。配布を希望する人は、福祉課
へお申し込みください。

ヘルプマークの配布対象

- ・身体障害者手帳の所持者
- ・療育手帳の所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ・難病患者
- ・妊産婦
- ・その他援助や配慮を必要とする人



ヘルプマークを身に付けた人を見
かけたら

○電車・バスのなかでは席をお譲り
ください

外見では健康に見えても疲れや
すかたり、つまり立ちの姿勢
を保つことが困難な人もいます。

○駅などで声を掛けるなどの配慮を
お願いします

交通機関の事故など、突発的な
出来事に対して臨機応変に対応す
ることが困難な人もいます。

○災害時は安全に避難するための支
援をお願いします

視覚障害や聴覚障害のある人は、
情報の入手が難しい場合があります。
また、体が不自由な人は自力
での迅速な避難が困難な場合があ
ります。



トピックス

催し

募集

お知らせ

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の全国一律の支援として、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

1. 給付金の対象となる人 ■以下、①②の両方に該当する人

- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母など
※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生まれた児童も対象となります。
- ②令和3年度市町村民税(均等割)が非課税の人、または、令和3年1月1日以降の収入が急変し、市町村民税非課税相当の収入となった人(家計急変者)
※ひとり親世帯の人も対象者になりますが、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた人は対象外となります。

2. 給付額 対象児童1人につき5万円

3. 給付金の支給手続き方法

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で市町村民税(均等割)が非課税の人(公務員除く)

申請は不要です。

- ・児童手当または特別児童扶養手当を支給している金融機関の口座への振込みにより支給します。
※指定していた口座を解約などしている場合は「支給口座登録等の届出書」の提出が必要です。
※給付金の受給を希望しない場合は「受給拒否の届出書」の提出が必要です。

II. 上記以外の人(例：収入が急変した人、高校生のみ養育している人や公務員で市町村民税(均等割)が非課税の人など)

申請が必要です。

下記書類を子育て支援課(〒636-0142 小吉田1-12-35)に提出してください。※郵送可

【申請に必要な書類】

- ・申請書(申請書は町ホームページからダウンロードできます)
- ※公務員の方は、証明欄に所属庁(職場)の証明が必要です。
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカードなど)の写し
- ・申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- ・1. 給付金の対象となる人 のうち②令和3年1月1日以降の収入が急変し、市町村民税非課税相当の収入となった人(家計急変者)は、簡易な収入(所得)見込額の申立書(申立書は町ホームページからダウンロードできます)に給与明細書、年金振込通知書など収入金額が分かる書類
- ※その他、別途書類が必要な場合があります。手続きの方法など詳しくは町ホームページをご確認ください。

<http://www.town.ikaruga.nara.jp/0000002083.html>



申請期限 令和4年2月28日まで(期限厳守)

問合せ 子育て支援課(☎0745-75-1152)



精神障害者の家族会「西和家族会」

西和家族会

☎0745-746203

「西和家族会」は、統合失調症やうつ病など、精神疾患のある人を身内に抱える家族の集まりで、西和7町に住む人が中心の地域家族会です。悩みを分かち合う仲間が、乗り越えるための知識や情報を持ち寄り、笑顔や元氣を取り戻す「安らぎの場」を作っており、月1回例会を開催しています。

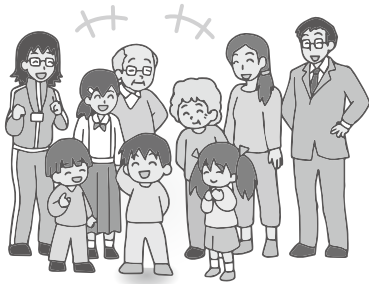
ご家族の様子が心配な人、どう対応すればよいか悩んでいる人、誰にも相談できずお困りの人など、まずはご連絡ください。

日時 毎月第4土曜日

午後1時30分～4時（原則）

場所 王寺町やわらぎ会館

3階会議室



水質検査の結果をお知らせします

令和3年5月25日実施

問合せ 上下水道課（上水道） ☎0745-74-1401

検査項目	水 質 試 験 成 績 書				
	採水場所 水質基準	三井配水池系 管末給水栓		第一配水池系 管末給水栓	北部配水池系 管末給水栓
		高安 1丁目	白石畑	小吉田 2丁目	神南 5丁目
一般細菌 (CFU/mℓ)	1 mℓ中 100CFU 以下であること	0	0	0	0
大腸菌群	検出されないこと	検出しなし	検出しなし	検出しなし	検出しなし
塩素イオン (mg/ℓ)	200 mg/ℓ 以下 であること	7.7	7.8	12.0	12.1
有機物 (mg/ℓ)	3 mg/ℓ 以下 であること	0.3未満	0.3未満	1.0	1.0
pH値	5.8 以上 8.6 以下 であること	7.4	7.5	7.3	7.3
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度 (度)	5度以下であること	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁度 (度)	2度以下であること	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
判 定	上記水質項目については水質基準に適合する				

上記試験については毎月実施しています。(令和3年5月実施・奈良広域水質検査センター組合調べ)

てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。





町税の納付は便利な口座振替で！

税務課(☎内線156)・国保医療課(☎内線114)

町県民税(普通徴収分)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税(普通徴収分)を納めていただく方法として、口座振替制度を利用すると、納期ごとに金融機関などに納めに行く手間が省け、納め忘れることもなく便利です。

申込方法

税務課・国保医療課または取扱金融機関に設置している「斑鳩町町税等口座振替依頼書」に必要事項を記入・銀行印を押印のうえ、役場または金融機関の窓口へお申し込みください。

※ゆうちょ銀行の場合は、役場へお申し込みください。

納期月の前月の10日までに申し込みいただくと、その納期から振替できます。(例：納期月が10月であれば、9月10日までにお申し込みください)

振替方法

以下のいずれかをお選びください。

全期一括：第1期振替時に全期分を一括で振り替える方法です。
(第2期以降に残りの期を一括で振り替えることはできません)

期別：それぞれの期別ごとに振り替える方法です。

取扱金融機関

南都銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、関西みらい銀行、奈良県農業協同組合、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、近畿労働金庫、奈良信用金庫、ゆうちょ銀行

振替日

原則として、各納期月の末日です。(ただし、12月は25日)振替日が土曜・日曜日、祝日で金融機関などが休業日の場合は、翌営業日になります。

町税納期月一覧表

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
町県民税				○		○		○			○		
固定資産税		○			○					○		○	
軽自動車税(種別割)			○										
国民健康保険税					○	○	○	○	○	○	○	○	

※町県民税、国民健康保険税については普通徴収の納期月を表しています。

行事予定

7月 28日(水)	献血バスがきます ㊦ 役場東側駐車場 ㊨ 10:00~12:00 13:00~16:00 ㊧ 保健センター (☎0745-70-0001)	8月 3日(火)	行政相談 ㊦ 役場1階第3会議室 ㊨ 13:00~16:00 ㊧ 住民課(☎内線163)
8月 2日(月)	<7月の納期限> 固定資産税(第2期分) ㊧ 税務課(☎内線153) 国民健康保険税(第1期分) 後期高齢者医療保険料(第1期分) ㊧ 国保医療課(☎内線114) 介護保険料(第1期分) ㊧ 福祉課(☎内線126)	8月 8日(日)	マイナンバーカードの 交付・申請休日受付 ㊦ 役場1階 住民課窓口 ㊨ 8:30~12:00 ㊧ 住民課(☎内線161)

㊦開催場所 ㊨開催時間 ㊧問合せ

※掲載している行事は、申し込み不要のものです。行事等は変更される場合がありますのでご了承ください。
この「広報いかるがお知らせ版」は毎月15日を挟む前後3日間で、町内全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。
編集・発行：総務課(☎内線271)